

令和7年第8回蔵王町農業委員会総会議事録

第8回蔵王町農業委員会総会は、令和7年8月25日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番 阿部 枝織	2番 平間 拓也	3番 相澤 国弘
4番 勅使瓦 幸一	5番 我妻 壮一	7番 杉山 由美子
8番 平間 栄	9番 山家 一彦	

計8名

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

1番 三沢 敏朗	2番 我妻 敬一郎	4番 村上 智彦
5番 大和 憲男	6番 伊藤 政美	7番 平間 昭男
8番 鈴木 好和	9番 大谷 啓一	10番 川村 富士男
11番 佐藤 勝浩	12番 佐藤 雄一	13番 伊藤 杜夫

計12名

欠席農業委員は次のとおりである。

6番 村上 利雄

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

3番 斎藤 秀俊

事務局職員は次のとおりである。

事務局長 山家 信行
書記 佐藤 和博 斎藤 真澄

本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（参与制限）
日程第4 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5 第4号議案 農地転用事業計画変更承認申請について
日程第6 第5号議案 非農地証明願について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、農業委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第8回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。（午後1時30分）

議	長	これより会議を開きます。
議	長	只今の出席委員は農業委員8名、推進委員12名であります。6番村上利雄委員、3番斎藤秀俊推進委員からは欠席の連絡がありました。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
議	長	これより、令和7年第8回蔵王町農業委員会総会を開会いたします。 本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
議	長	日程第1議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録指名委員は、蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、7番杉山由美子委員、8番平間栄委員の2名を指名いたします。
議	長	日程第2第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局 長		[事務局長朗読により説明]
事務局 長		(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりであります。また、現況等については、3名の委員により現地調査済であります。
議	長	それでは現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。 [8番委員により現況報告]
議	長	説明と報告が終わりましたので質問を許します。質問ございませんか。 [なしの声あり]
議	長	質問がございませんので採決いたします。日程第2第1号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案どおり承認されました。
議	長	次の日程第3第2号議案は、議事参与の制限がございます。[]推進委員の退席を求めます。 []推進委員退席]
議	長	日程第3第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について（参与制限）」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局 長		[事務局長朗読により説明]
事務局 長		(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりであります。また、現況等につきましては、3名の委員により現地調査済であります。

議	長	それでは現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。 [8番委員により現況報告]
議	長	説明と報告が終わりましたので質問を許します。質問ございませんか。 [なしの声あり]
議	長	質問がございませんので採決いたします。日程第3第2号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案どおり承認されました。 [推進委員の入場を許可します。] [推進委員入場]
議	長	日程第4第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。 [事務局長朗読により説明]
事務局 長		(説明後に) なお、今回の各申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。農地区分につきましては、議案書のとおりであります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりであります。なお、現況等につきましては、3名の委員により現地調査済であります。
議	長	それでは現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。 [8番委員により現況報告]
議	長	説明と報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。 [なしの声あり]
議	長	質問がございませんので採決いたします。日程第4第3号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案どおり承認されました。
議	長	日程第5第4号議案「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事務局 長		(説明後に) なお、今回の事業計画変更承認申請につきましては、規模拡大や縮小等といった事業内容を変更するものではなく、工種に変更が生じ工事が延長になったことにより、当初予定していた完了期日(6月30日)を変更(8月29日)するものであります。
議	長	説明が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。 [なしの声あり]
議	長	質問がございませんので採決いたします。日程第5第4号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案どおり承認されました。

議	長	日程第6第5号議案「非農地証明について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事 務 局 長		[事務局長朗読により説明]
事 務 局 長		(説明後に) なお、現況等につきましては、3名の委員により現地調査済であります。
議	長	それでは現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。 [8番委員により現況報告]
議	長	私から一つ確認ですが、「願出人住所・氏名」と「所有者住所・氏名」が違うようですのでその辺について説明して下さい。
事 務 局		「願出人住所・氏名」と「所有者住所・氏名」が違うことについてですが、今回、願出人として「非農地証明願」を提出されたのが議案書の「願出人住所・氏名」に記載されている方であり、実際の所有者は同じく議案書の「所有者住所・氏名」に記載されている方であります。「願出人」については、「手続きを行う者。証明願や申請書を提出する者」であります。したがって、「願出人は所有者から委任を受けて手続きを行っている者」ということですので、議案書に記載しているとおり、「願出人住所・氏名」と「所有者住所・氏名」が違うものとなったものであります。
議	長	あくまでも所有者の委任などがなければ、勝手にできないということですね。
事 務 局		はい。そのとおりであります。申請書には委任状が添付されていることを確認しています。
議	長	説明と報告が終わりましたので質問を許します。質問ございませんか。 [なしの声あり]
議	長	質問がございませんので採決いたします。日程第6第5号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり承認されました。
議 議	長	以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議に感謝申し上げます。(午後2時6分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和 7 年 8 月 26 日

議長

山家 一彦

7番

杉山 由美子

8番

平 間 栄